

H29 民事訴訟法 答案

[設問1]

- 1 本件では、両当事者が問題としていない「Yの代理人AとXとの間で契約が締結された」という心証が得られたとして、その事実を判決の基礎とすることができのかが問題となる。
- 2(1) 弁論主義は、判決の基礎となす事実の確定に必要な資料の提出を当事者の権能と責任とする建前をいう。本件は、「裁判所は当事者の主張しない事実を判決の基礎として採用してはならない」という弁論主義の第1テーゼに反するのではないかが問題となる。
- (2) ア 弁論主義は、主要事実のみに適用される。
これは、間接事実・補助事実は証拠と同様の権能を有するため、これに自白の拘束力を認めると、裁判官に事実認定を強制し、自由心証主義に反する恐れがあるからである。
イ 弁論主義の趣旨は、実体法の権利・義務の処分は私的時自治の原則の下で当事者の自由な意思に委ねられているため、訴訟上も当事者の自由な意思を尊重すること、当事者への不意打ちの防止にある。このことから、弁論主義に反していても①主張当事者の合理的な意思に反せず、②相手方当事者の不意打ちとならないと認められる場合には、例外的に弁論主義には反しない。
- (3) 本件において、「Yの代理人AとXとの間で契約

民法
代理の
要件は?

が締結された」という事実は権利義務の発生という法律効果の判断に直接必要な事実であるから、主要事実にあたる。そして、①本件ではYは契約が成立したことを主張しており、契約当事者が代理人Aであったとしても、Yに不利益はないことから主張当事者の合理的な意思に反しているとは言えない（①充足）。また、Xも「仮に売買契約があったとしても」ということから契約があった可能性も示唆していることから、相手方当事者の不意打ちともならない（②充足）。ゆえに、本件は例外的に弁論主義に反しない。

3 以上より、本件では両当事者が問題としていない「Yの代理人A

とXとの間でも契約が締結された」という心証が得られた場合、その事実を判決の基礎とすることができる。

判例は判決できていますか?

[設問2]

第1 (1) について

1(1) 訴訟物とは、実体法との調和、基準の明確性から、実体法上の権利自体である。

本件における訴訟物は、①XのYに対する贈与契約に基づく引き渡し請求権と②XのYに対する売買契約に基づく引き渡し請求権である。

(2) そして、Xの「仮にこの取引が売買契約であり」という発言から①が主位的請求、②が予備的請求である。そして、Yの「本件絵画をXに時価相当額で売却し、その額は300万円である」という主張は①の請求に対する理由付き否認であり、②の請求に対する制限付きの自白である。

2(1) 本件において、「YはXから200万円の支払いを受けるのと引き換えにXに対し、本件絵画を引き渡せ」という引き換え給付判決をすることが処分権主義（246条）に反しないかが問題となる。

(2) 処分権主義とは、当事者が訴訟の開始、訴訟物の特定・訴訟の終了について、処分の権能を有し、これらについて自由に決定できることをいう。

これは、訴訟物の内容をなす私法上の権利・法律関係について実体法上私的自治の原則に委ねられていることから、訴訟上もこれを反映して、①原告の合理的意思を尊重し、②当事者に対する不意打ちを防止していなければ、処分権主義に反しないといえる。

(3) 原告は、金銭を支払ったら、基本的に目的物を受け取りたいと考えることが通常であるから、原告の合理的な意思を尊重している（①充足）。そして、裁判所は200万円と認定しているがXは200万円と主張しているので、Xへの不意打ちとはならない。また、Yは300万円と主張しているがXが200万円と主張していることは知っているので、200万円と認定される可能性も示唆しているといえるから不意打ちとはならない（②充足）。

3 以上より、処分権主義に反しないことから「YはXから200万円の支払いを受けるのと引き換えにXに対し、本件絵画を引き渡せ」と判決することができる。

第2（2）について

1 前述したように、訴訟物の内容をなす私法上の権利・法律関係について実体法上私的自治の原則に委ねられていることから、訴訟上もこれを反映して、①原告の合理的意思を尊重し、②当事者に対する不意打ちを防止していなければ、処分権主義に反しないといえる。

2(1) 220万円と評価される場合、Xはいくらか払ったとしても本件絵画を受け取りたいと考えているた

めに、たとえXの主張している200万円よりも20万円高くても原告の合理的意思には反しないといえる（①充足）。Xは200万円と主張している際に、Yは300万円と主張している。X及びYはお互いの主張している事実を認識していることから200万円以上300万円以下となることは想定したといえるから当事者に対する不意打ちにはならないといえる（②充足）。

以上より、220万円と認定しても何ら問題はないために「Yは、Xから220万円の支払いを受けるのと引き換えにXに対して本件絵画を引き渡せ」と判決することができる。

(2) 180万円と評価される場合、原告であるXは200万円と主張していることからXにとっては有利な事情であるといえ、原告の合理的意思には反しない（①充足）。しかし、本件ではXが200万円と主張し、Yが300万円と主張したことから両当事者は200万円以上300万円以下の範囲で認定されると認識している。ゆえに180万円はXにとっては有利な事情であり、何ら問題はなくともYにとっては想定外の不利益を強いられることになる。ゆえにYにとっての不意打ちにあたる（②充足）。

以上より、180万円とは評価できず、最低額が200万円以上であることから「Yは、Xから200万円の支払いを受けるのと引き換えにXに対して本件絵画を引き渡せ」と判決することができる。

[設問3]

1 本件では、後訴においてXY間の本件絵画の売買契約の成否及びその代金額に関して改めて審理・判断することができるかについて、前訴との既判力の抵触が問題となる。

2(1) 既判力とは、確定判決の判断内容の後訴での

通用力ないし拘束力をいう。この趣旨は、紛争の
蒸し返しの防止と手続き保障が与えられたこと
により自己責任にある。

既判力は判決主文に示された訴訟物たる権利・
法律関係について判断につき生じ（114条1項）、判
決の理由中の判断には生じない。これは、原告が解
決を求めた訴訟物について既判力を認めれば紛争解
決として十分であり、当事者が争った訴訟物につい
てのみ手続き保障が与えられたことによる自己責任
を肯定でき、理由中の判断を否定することで弾力的
かつ迅速な審理が可能となるからである。

(2) 本件における前訴の訴訟物は売買契約に基づく
引き渡し請求権の存在である。したがって本件絵
画の売買契約の成否及びその代金額には既判力が
生じていないといえ、後訴で争うことはできると
いえる。

3(1) 次に本件では、引き換え給付判決がなされて
いる。この「引き換え給付」という文言に既判力
が生じるかが問題となる。

(2) この点、引き換え給付判決文言にかかる判決の
主文は、訴訟物たる権利・法律関係の存否そのも
のではなく、強制執行の条件表示に過ぎない（民
事執行法31条）。既判力は訴訟物の存否につい
ての判断にのみ生じるという建前からすれば、これ
らの部分には既判力は生じないといえる。

4(1) しかし、本件では判決の主文に引き換え給付
判決の記載がある。このことを後訴で
争うことは、信義則に反するのではないかが問題
となる。

(2) 本件では前訴で当事者の売買契約の成立及び
代金額について争いこの引き換え給付判決によ
り、Yには、X Y間での売買契約の成立及びその
代金が200万円であると確定したことに信頼が生

他の人の
答を
知

じている。これを後訴で争うことはYの信頼に反する行為であり、信義則に反する。ゆえに後訴で争うことは許されない。

5 以上より、本件では、後訴においてXY間の本件絵画の売買契約の成否及びその代金額に関して改めて審理・判断することができない。

以上